

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																				
島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱	島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱																																				
<p>1～2. [略]</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3. この補助金は、次の事業（以下、「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。 (1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地域災害拠点病院設備整備事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき実施する地域災害拠点病院設備整備事業</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) NBC災害・テロ対策設備整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施するNBC災害・テロ対策設備整備事業</p> <p>(11) [略]</p> <p>4～5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 事業名</th> <th style="text-align: center;">2 下限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 休日夜間急患センター設備整備事業</td> <td>1品につき 66千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 小児医療施設設備整備事業</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 共同利用施設設備整備事業</td> <td>1品につき 2,000千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 地域災害拠点病院設備整備事業</td> <td>1か所につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業</td> <td>1品につき 100千円</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業名	2 下限額	(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 66千円	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円	(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円	(4) 小児医療施設設備整備事業	1品につき 200千円	(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき 200千円	(6) 共同利用施設設備整備事業	1品につき 2,000千円	(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1か所につき 200千円	(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき 100千円	<p>1～13. [略]</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3. この補助金は、次の事業（以下、「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。 (1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地域災害拠点病院設備整備事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する地域災害拠点病院設備整備事業</p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(10) NBC災害・テロ対策設備整備事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施するNBC災害・テロ対策設備整備事業</p> <p>(11) [略]</p> <p>4～5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>別表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 事業名</th> <th style="text-align: center;">2 下限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 休日夜間急患センター設備整備事業</td> <td>1品につき 66千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 小児医療施設設備整備事業</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)</td> <td>1品につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 共同利用施設設備整備事業</td> <td>1品につき 2,000千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 地域災害拠点病院設備整備事業</td> <td>1か所につき 200千円</td> </tr> <tr> <td>(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業</td> <td>1品につき 100千円</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業名	2 下限額	(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 66千円	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円	(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円	(4) 小児医療施設設備整備事業	1品につき 200千円	(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき 200千円	(6) 共同利用施設設備整備事業	1品につき 2,000千円	(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1か所につき 200千円	(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき 100千円
1 事業名	2 下限額																																				
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 66千円																																				
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円																																				
(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円																																				
(4) 小児医療施設設備整備事業	1品につき 200千円																																				
(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき 200千円																																				
(6) 共同利用施設設備整備事業	1品につき 2,000千円																																				
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1か所につき 200千円																																				
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき 100千円																																				
1 事業名	2 下限額																																				
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 66千円																																				
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円																																				
(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円																																				
(4) 小児医療施設設備整備事業	1品につき 200千円																																				
(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき 200千円																																				
(6) 共同利用施設設備整備事業	1品につき 2,000千円																																				
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1か所につき 200千円																																				
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき 100千円																																				

(9)院内感染対策設備整備事業	1品につき	66千円
(11)HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円

7～13. [略]

附則（平成19年9月28日医第649号）
～（令和4年1月18日医第1401号） [略]

附則（令和5年1月31日医第1318号）

1. この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
2. 令和3年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別紙1～別紙1-1 [略]

別紙2

番号 年月日	<p>島根県知事 様</p> <p>年度医療提供体制設備整備費補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書（別紙2-1）</p> <p>3 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算書抄本 ・その他参考となるべき資料 <p>4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>申請額</td> <td>金</td> <td>円 (A)</td> </tr> <tr> <td>前回までの交付決定額</td> <td>金</td> <td>円 (B)</td> </tr> <tr> <td>差引今回変更増減額</td> <td>金</td> <td>円 (A) - (B)</td> </tr> </table>	申請額	金	円 (A)	前回までの交付決定額	金	円 (B)	差引今回変更増減額	金	円 (A) - (B)
申請額	金	円 (A)								
前回までの交付決定額	金	円 (B)								
差引今回変更増減額	金	円 (A) - (B)								

(9)院内感染対策設備整備事業	1品につき	66千円
(10)HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円

7～13. [略]

附則（平成19年9月28日医第649号）
～（令和4年1月18日医第1401号） [略]

[新設]

別紙1～別紙1-1 [略]

別紙2

番号 年月日	<p>島根県知事 様</p> <p>年度医療提供体制設備整備費補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 金 円</p> <p>2 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書（別紙2-1）</p> <p>3 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算書抄本 ・その他参考となるべき資料 <p>[新設]</p>
-----------	---

改正後

別紙3～別紙5 [略]

改正前

別紙3～別紙5 [略]